

# 坂戸市浄化槽設置整備事業補助金交付制度

## 対象地域

下水道法第4条第1項の事業計画に定めた区域及び屎尿処理施設等の処理計画を有する区域（西坂戸・東坂戸団地の地域）を除く市内全域。

## 補助申請できる方

申請者自身が主として居住する専用住宅または総床面積の2分の1以上が居住の用に供される店舗併用住宅に10人槽以下の浄化槽を転換により設置する方。かつ、有効な放流先（市道側溝や水路等）が確保されている場合に限ります。

## 浄化槽の種類

国土交通大臣の型式認定を受け、かつ浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合したもののうち、環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの。

## 放流先のない浄化槽の設置

周辺に放流できる道路側溝等がない場合は、浄化槽を設置できません。ただし、放流水を埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準により処理する場合であって、当該処理方式等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないものは設置可能とします。（東松山環境管理事務所と事前協議が必要）

## 浄化槽への転換

単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から浄化槽（高度処理型を含む）に転換する場合は、下記の補助金額とは別に、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の処分費（槽内の消毒・汚泥処理・掘り起こしや撤去等の費用）（ただし単独処理浄化槽は12万円、くみ取り便槽は9万円を上限とします。）、浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を放流させるための管並びにその設置工事費（放流ポンプ槽の設置費、土質悪矢板工事費含む）（ただし15万円を上限とします。）の補助が受けられます。

## 補助金額（限度額）

対象人槽	区分	浄化槽	高度処理型浄化槽 (窒素、リン除去型)
5人槽	転換	332,000円	360,000円
6～7人槽	転換	414,000円	462,000円
8～10人槽	転換	548,000円	585,000円

※ 令和5年4月から補助金の額が変更になりました。

※ 補助金の申請は、市の職員が工事に立ち会いますので、必ず工事前に行ってください。

※ 工事着工後の補助金申請は受付できません。

※ 浄化槽法に基づく浄化槽設置等の届出は、坂戸市役所・環境政策課で受付します。

## 浄化槽設置補助の問合せは

・坂戸市役所 環境政策課 衛生係 (TEL 283-1331 内線 384)